

# 令和8年度青の煌めきあおもり土産魅力発信業務 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

本業務の委託先候補者の選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

## 2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

## 3 委託金額の上限額

金9,245,000円以内（消費税及び地方消費税込み）  
（支払時期は成果品の内容を確認した後となる。）

## 4 企画提案競技の内容

### （1）選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記（3）に掲げる書類を県に提出し、審査に付する。審査は、提出された書類に基づいて行い、最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

### （2）公募条件（参加資格）

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っている者
- ・国または地方公共団体との契約に係る指名停止を受けている者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・国税、都道府県税、市区町村税を滞納している者

### （3）提出書類（※以下の各書類について代表者等の押印は不要）

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書（下記5参照）
- ウ 経費見積書
- エ 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制等）
- オ 直近の決算報告書

### （4）提出方法

上記（3）に掲げる提出書類各6部を郵送又は持参で提出すること。（参加表明書は電子メールによる提出で可。）

なお、提案書類は返却しない。

## (5) 提出期限

参加表明書 令和8年3月24日(火) 17:00必着

参加表明書以外の書類 令和8年3月31日(火) 17:00必着

## (6) 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県 経済産業部 地域企業支援課 マーケティング支援グループ

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

(8:30~12:00 13:00~17:15)

TEL 017-734-9375

電子メール kigyoshien@pref.aomori.lg.jp

※電子メール送信の際は、「青の煌めきあおもり土産魅力発信業務に係る企画提案競技について(〇〇〇)」とし、「〇〇〇」には提案者名を記載すること。

## (7) 質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和8年3月18日(水) 17:00

イ 受付場所 (6)に同じ

ウ 提出様式 質問書(様式2)を用いることとする。

エ 提出方法 電子メールにより行うこと。

オ 回答 令和8年3月23日(月)までに、質問者に電子メールにより回答する。

カ その他 受付期間以外の質問については、回答しない。

## 5 企画提案書について

様式は任意とし、A4サイズ又はA3サイズ(折り込むこと)とし、片面印刷で20ページ程度とする。

当業務仕様書及び企画提案競技実施要領に基づき作成し、以下の項目について記載すること(項目立てや順番は任意とする)。

### (1) 提案コンセプト・実施方針

### (2) 業務スケジュール

### (3) 業務実施体制

本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名、実績や担当業務内容について明記すること。

### (4) 企画提案の内容

・構築する特設ウェブサイトについては、提案するサイト構成、トップページ及びサンプルデザイン、保守・運用体制、セキュリティ対策を記載すること。

・デザイン、名称など提案内容において、第三者の知的財産権を侵害していないこと。

### (5) 過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績(官民不問)

### (6) その他提案者からの提案事項

## 6 企画案の審査内容

審査では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補1者を選定する。

### ① 遂行能力

- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

### ② 実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

### ③ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

### ④ その他

- ・積極性、独自の創意工夫 等

## 7 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 8 契約に関する基本的事項

- (1) 企画提案書が選定された者は業務受注予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。  
ただし、選定された者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、次点の者を当該見積徴取の相手方とする。
- (2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 原則として前金払いは行わない。

## 9 その他

本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。